

健康保険被保険者証等の記載事項が変わります

医療機関等によるオンライン資格確認の導入にあたり、被保険者番号を「個人単位」化するため、令和3年4月1日以降に発行する健康保険被保険者証等（以下「保険証等」という。）の記号・番号に、2桁の枝番を印字することが義務化されました。

つきましては、当組合は令和3年3月11日以降、新たに発行する保険証等から2桁の枝番を印字して発行いたします。

なお、令和3年3月10日以前に発行した保険証等の更新は必要ありません。

また、枝番が追加される保険証等は、下記のとおりです。

記

1. 枝番が追加される保険証等

- ① 健康保険被保険者証
- ② 健康保険高齢受給者証
- ③ 健康保険特定疾病療養受療証
- ④ 健康保険限度額適用認定証
- ⑤ 健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

2. オンライン資格確認とは

マイナンバーカードの IC チップまたは、健康保険被保険者証等の記号番号により、医療機関（病院・診療所・保険薬局等）が、患者が提示した健康保険被保険者証等の資格が有効かどうか、オンラインで資格情報の確認ができることをいいます。

以上